

奈良県訓令第十四号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

別表なら歴史芸術文化村の項の次に次のように加える。

奈良県立万葉文化館	万葉文化館に勤務する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
奈良県立図書館情報館	図書館情報館に勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
橿原考古学研究所	附属博物館の業務に従事する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
奈良県立民俗博物館	民俗博物館に勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに毎週

			一回所属長が定める日

別表文化・教育・くらし創造部文化財保存事務所の項中「文化・教育・くらし創造部文化財保存事務所」を「地域創造部文化財保存事務所」に改め、同表樫原考古学研究所の項から奈良県立野外活動センターの項まで及び奈良県食品衛生検査所の項を削り、同表文化・教育・くらし創造部子ども・女性局子ども家庭課の項中「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局子ども家庭課」を「地域創造部子ども・女性局子ども家庭課」に改め、同表奈良県中央子ども家庭相談センターの項中「一時保護児童の保護指導、夜間休日等の児童相談、配偶者からの暴力を受けた者等の一時保護及び給食業務に従事する」を「中央子ども家庭相談センターに勤務する」に改め、同項の次に次のように加える。

奈良県高田 子ども家庭 相談センタ ー	奈良県高田 子ども家庭 相談センタ ーに勤務す る者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
------------------------------	--	--------------------------------------	--------------------

別表奈良県立精華学院の項の次に次のように加える。

奈良県立野 外活動セン ター	野外活動セ ンターに勤 務する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
----------------------	------------------------	--------------------------------------	--------------------

別表奈良県立藤の木学園の項の次に次のように加える。

奈良県食品 衛生検査所	中央卸売市 場の食品衛 生監視業務 に従事する	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	日曜日（一月五日及び十二月二十七日から同月三十日まで）に属する日
----------------	----------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------

		者
右に掲げる業務以外の業務に従事する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	日曜日に当たる場合は、職員ごとにその日の属する週に一回所属長が定める日）及び職員ごとに四週に三回所属長が定める日
日	日曜日及び毎週一回所属長が定める日	

別表水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課の項中「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改め、同表中奈良県商工観光館の項及び奈良県中小企業会館の項を削り、奈良まほろば館の項の次に次のように加える。

奈良公園事務所	保安及び駐車場の業務に従事する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに毎週二回所属長が定める日
---------	------------------	--------------------------------------	-------------------

別表奈良公園事務所の項を削る。